

連携して、遺族支援を提供される体制が求められる。

いずれにしても、心理学的剖検調査は、地域の自殺対策と連動しながら、成長・拡大していくことが求められる。その意味で、本研究は、10年、あるいは20年といった息の長い取組であり、自殺対策推進のための重要なモニタリング体制として根づいていく必要がある。

E. 結論

本研究では、今年度最終的な研究計画確定に至るまでの経緯を記述するとともに、当初の研究計画を実施するうえでの障害となった要因を検討した。その結果、今後わが国において心理学的剖検の手法による全国的な実態調査が実現するには、各地域の遺族相談体制の充実、一般市民における自殺問題に対する意識の変化、心理学的剖検を担保する制度の整備が必要であると考えられた。

いずれにしても、心理学的剖検による実態調査は、自殺対策に関する様々な地域保健的事業と連動しながら長期的展望のなかで継続される必要があり、最終的には、自殺対策推進のための重要なモニタリング体制として定着すべきであると考えられた。

F. 健康危険情報：なし

G. 研究発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況：なし

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」
分担研究

心理学的剖検の実施および体制に関する研究
分担研究報告書（2）

「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票の構成と内容

分担研究者：竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）
研究協力者：木谷 雅彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）
松本 俊彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）
勝又陽太郎（国立精神・神経センター精神保健研究所）
廣川 聖子（神奈川県立保健福祉大学）
川上 憲人（東京大学大学院医学系研究科）
高橋 祥友（防衛医科大学校防衛医学研究センター）
平山 正実（聖学院大学大学院）
渡邊 直樹（青森県立精神保健福祉センター）

研究要旨：

【目的】平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の面接票（調査票）について、平成 18 年度パイロットスタディの面接票からの改訂手続きとその内容を示し、平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に向けての改訂の要点を明らかにするとともに、完成した面接票の評価を行うことを目的とする。

【方法】平成 18 年度パイロットスタディの面接票の評価、および平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に向けての改訂の手続きをまとめる。また、修正された箇所の明示と新面接票の解説を行い、改訂の要点について考察を行う。

【結果および考察】平成 18 年度パイロットスタディの面接票は、平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の研究目的を達成する上で必要な質問事項が網羅されていることから、平成 18 年度パイロットスタディで調査に当たった者の意見、平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の調査員トレーニング等で明らかになった問題点に対応する改訂を行った。

面接票改訂の要点は、①個人情報保護の厳格化、②遺族の心情に配慮した設問とワーディング、③面接の流れに沿う章立て・質問順の再構成、④遺族の語りの重点化であった。

A. 研究目的

本研究班は、平成 17 年度心理学的剖検のフ
ィージビリティストアディ、および平成 18 年度
心理学的剖検のパイロットスタディの成果を

引き継ぐ形で、平成 19 年度から「自殺予防と
遺族支援のための基礎調査」という新たな調査
名称を掲げ、心理学的剖検を用いた自殺の実態
分析の全国実施に向けて準備を整えてきた。

平成 17 年度に行った自殺の心理学的剖検に関するフィージビリティスタディにおいて川上ら（2006）が開発した面接票は、北京自殺研究・予防センター（Beijing Suicide Research & Prevention Center）が実施した自殺の心理学的剖検全国調査の調査票をもとにしていた。川上らが同センターの Michael Phillips 博士から中国語版の調査票の提供を受け、わが国でのフィージビリティスタディに合うように改変した。また調査票の素案に対して平成 18 年 2 月に国立精神・神経センター精神保健研究所で実施された調査員訓練に参加した地域の自殺対策の経験を有する精神科医、保健師等、自殺対策支援 NPO スタッフに討議してもらい、討議内容をもとに調査票の構成や内容を修正した。

平成 18 年度に行ったパイロットスタディでも、基本はこの面接票を踏襲し、改めて専門家からのヒアリング、調査員、自死遺族支援グループ代表の意見を加味して修正した。

本報告では、平成 19 年度から実施される「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の面接票（調査票）の開発の経過をまとめ、平成 18 年度パイロットスタディの面接票からの改訂手続きとその内容、要点を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

本報告では、以下の順に、平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票開発の経緯と内容を明らかにし、改訂の要点の評価を行った。

1) 平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」へ向けての、面接票改訂の手続き

平成 19 年 4 月から同年 12 月にかけての

面接票開発作業のプロセスを明らかにした。

2) 平成 18 年度面接票からの変更点

平成 18 年度パイロットスタディの面接票に修正を加えた個所と修正内容を明示した。

3) 「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票の構成・内容

完成した「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票の解説を行った。

4) 面接票改訂についての考察

改訂の要点を整理し、評価を行った。

C. 研究結果

1) 平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」へ向けての面接票改訂の手続き

平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」では、以下の手順を経て、平成 18 年度パイロットスタディで使用した面接票の評価を行うとともに、構成・内容の改訂を行った。

① 平成 19 年 7 月まで：平成 18 年度調査実施の際、回答者・調査員から出された意見や感想を整理した。

② 平成 19 年 7 月～8 月：研究協力者（勝又、廣川、木谷）が、平成 18 年度パイロットスタディの面接票を用いて模擬面接を実施し、改善すべき点を検討した。

③ 平成 19 年 9 月：平成 18 年度参加の調査員および分担研究者、研究協力者による意見交換会を開催し、出された意見を修正に反映させた。

④ 平成 19 年 11 月まで：第 1 回調査員トレーニング（平成 19 年 10 月）において参加者から意見を募り、出された意見を参考に最終的な修正を行った。その際、一部のセクション（「仕事の状況」「経済的問題」）については、設問中の用語の定義が不明確であるなど不備が多いことが確認され、修正を行った。

なお第2回調査員トレーニング（平成19年12月）においても参加者から若干の修正意見が出されたが、いずれの修正意見も微細にとどまることから、この時点での改訂は行わず、第2回調査員トレーニングで用いた面接票を確定版とし、出された修正意見については、修正対応表を面接票に添付することで対応した。

2) 平成18年度面接票からの変更点

平成18年度のパイロットスタディで使用した面接票の構成を表1に示した。

表1. 平成18年度のパイロットスタディで使用した面接票の構成

I	ご本人に関する情報
II	死亡診断書の資料
III	調査の導入部分
IV	自由な話し合いでの質問事項
V	死亡の状況
VI	生活歴
VII	仕事の状況
VIII	生活出来事
IX	経済的問題
X	生活の質
XI	身体的健康
XII	心の健康問題
XIII	精神障害の診断および把握度
XIV	家族構成
XV	住居の状況
XVI	回答者による死亡原因の見方
XVII	調査における遺族の気持ちの評価
XVIII	調査終了
XIX	調査員が面接終了後に記入する項目

平成18年度のパイロットスタディで使用した面接票が平成19年度「自殺予防と遺族

支援のための基礎調査」でも使用できるかどうか評価した結果、平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の研究目的を達成する上で必要な質問事項が網羅されていることから、基本的にはこれを踏襲して使用することが可能であると判断された。ただし平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の研究計画に鑑みて、修正が必要な個所も明確になった。

以下に平成18年度のパイロットスタディから平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」への面接票の修正点を述べる。

i) セクションの移動

- ・ I 「ご本人に関する情報」、II 「死亡に関する情報」、III 「調査の導入部分」の中の「回答者の情報」、XIV 「家族構成」およびXV 「亡くなる前のお住まいにご様子」を統合して、「ご本人とご家族に関する情報」とした。また平成18年版では後半にあった「家族構成」の情報を「調査の導入部分」に移した。
- ・ VIII 「生活出来事」およびVI 「生活歴」をIII 「自由な話し合い」のすぐ後に移動した。これらは18年度パイロットスタディの調査員から、「時系列が前後して聞きにくい」、「感情の流れに沿って聞けない」といった意見があったため、時系列の整理を行ったものである。

ii) 調査項目の修正

平成18年度面接票の構成に沿って述べる。

(1) 「ご本人に関する情報」

(新調査票セクションII-3に移動)

個人情報保護を厳格化するため、は性別・生年月日のみを残して削除した。

(2) 「死亡診断書等の資料からの情報」

(新調査票セクションII-3に移動)

これも個人情報保護のため、本人死亡日、死亡時満年齢のみを残して削除した。

(3) 「調査の導入部分」

調査の説明「目的部分」を修正し、19年度調査では録音を行わないため録音承諾部分を削除した。

回答者についての情報部分について、個人情報保護のため「回答者氏名」の質問欄を削除し、新調査票セクションII-1に移動した。

(4) 「自由な話し合いでの質問事項」

回答者がより自由に話ができるよう、大枠の質問を、「死亡の経過について」と「ご本人の人となりについて」に大別し、質問文の例示を大幅に削除して簡略化した。

(5) 「死亡の状況」

18年度パイロットスタディにおいて、調査員から「自殺手段の詳細に関する質問は遺族に想起を求めるので聞きづらい」という意見が多くあったため、自殺の場所、および大枠の方法を問う設問のみを残して削除し、代わりに方法の設問に自由記述のメモ欄を設けた。ただし、死亡時のアルコール・薬物使用については、どのような薬物を使用していたかについての設問を残した。

自殺行為を行った時間は不明でも、発見時間は分かっていた事例がいくつかあったため、発見の時間についての自由記述欄を設けた。

自殺未遂の概念の範囲が明確でないため、概念を **Deliberate Self-Harm Syndrome (DSH)** にまで広げた。また、最初と最後だけでなく、すべての自傷行為について、時期、方法・手段、意図、致死性（生命への危険性）、医療の受診の有無を記載する項目を新設し、一時期ではなく日常的に行っていた自傷についての自由記入欄を設けた。さらに、方法・手段については、自傷行為の分類を例示して番号を記入するようにした。

18年度パイロットスタディにおいて、複数の事例から失踪経験が報告されていたため、「失踪」経験についての質問を新設した。

近親者の自殺行動については、回答者から十分な情報が得られにくいため、「時期」を選択肢ではなく記述式にし、「生命の危険性」と「治療方法」を削除した。

(6) 「生活歴」

(新調査票「生活出来事」の後に移動し、「特定の生活歴」とした)

本人の知的側面を調べる項目がなかったこと、学齢期の学校生活の情報が不十分であったことから、「学校時代の成績」と「その他の学校でのエピソード」の自由記述欄を追加した。

(7) 「仕事の状況」

死亡時の仕事の選択肢を細分化した。選択肢は警察庁の職業分類を参考にしたが、ここでは必ずしも明確な定義はなされていない。そこで、本人の主たる役割として回答者が考えるもの一つを選択するように変更した。

質問1の結果（死亡時に何らかの仕事に就いていたか否か）によって、次に続く質問を二つに分けた。これは、さらに後での振り分け（死亡前1年以内に仕事をしてきたか否か）をしやすくするためであった。

死亡時の主な役割が自営業・家族従業者・被雇用者であった場合は、死亡時の職業とそれまでの職歴・休職歴について聞き取り、その後（死亡前6ヶ月間に仕事をしてきたことが明確であるから）最後の6ヶ月間の仕事の様子についての質問が続くようにした。一方、死亡時の主な役割が主婦・主夫・学生・生徒・無職者・不明であった場合には、最後の職業とそれまでの職歴・休職歴について聞き取り、最後に仕事に就いていた期間が1年以内に含まれていた場

合にのみ、その最後の6ヶ月間の仕事の様子についての質問が続くようにした。

「お仕事をされていた最後の6ヶ月間」の質問について、通勤手段、および携帯・ポケベルによる呼び出しの項目は必要性に乏しいことから削除した。

質問項目以外の「仕事に関するつらさ」を聞き取る自由記述欄を新設した。仕事の経験がある場合のみならず生涯無職であった人も含め全員を対象とし、家事や育児・介護に関する負担感などもここで聞き取ることにした。

(8)「生活出来事」

(新調査票「自由な話し合い」の後に移動)

18年度パイロットスタディでは、「死亡前1年以内に影響があった」と遺族が判断した「生活出来事」は質問したものの「影響が無い」と判断された生活出来事は記録されず、事例研究には情報量が不足しがちであった。また何をもって「影響があった」とするのか曖昧であった。このため、「死亡前1年以内に影響があった」という条件を外し、本人が生前経験したすべての出来事について取り上げることにした。ただし、学業上の問題については、新調査票「V特定の生活歴」で詳細を聞くこととし、区分B~Kについて、エピソードと出来事の性質を尋ねることとした。

また具体的エピソードは、家族関係や周囲との関係についての情報が得られ、家族を含めたソーシャルサポートについての情報を得られるが、詳細を記載する欄が無かった。このため、具体的エピソードを記入する自由記述欄を設けた。

また生活出来事を時系列に沿って、話を聞きやすくするために、ライフチャート作成用紙を添付し、調査員は遺族と一緒に年表を作り上げながら話を聞くことで、視覚

的に整理して話を進めやすくするようにした。

(9)「経済的問題」

仕事以外の収入(年金、配当など)が世帯の主たる収入である場合も考慮し、本人が世帯の主たる稼ぎ手だったかどうかを、本人の死亡時の仕事の有無にかかわらず、全員に尋ねることとした。

ギャンブルや投資に無計画に金をつぎ込んでいたかどうかの質問を追加した。

借金の有無を尋ねた後に「返済困難な借金がありましたか」という設問を加えた。これにより、住宅ローンなど、多くの人が経験するもののほとんど問題性がない借金の場合、質問数を軽減するようにした。

平成18年度パイロットスタディでは、「借金に関連した問題」の発生時期を尋ねていた。しかし定義が必ずしも明確ではないことから、遺族の判断で「借金が返済困難」になった時期を尋ねるようにした。

借金の借入先を尋ねる設問は、より具体的な情報を得るために、選択肢による回答ではなく自由記述とした。

多重債務の経験の有無を問う設問について、多重債務の影響は長く継続すると判断し、死亡前1年間に限定せず、経験がある場合はそれがいつからか問う設問を追加した。

業者からのとりたての方法に関する設問を、より具体的な情報を得るために、選択肢による回答ではなく自由記述とした。

関連する設問が隣接するように、死亡前1年間に本人が借金の問題で思い悩んでいたかどうかの設問と、援助希求や対処行動に関する質問がそれぞれ隣接するようにまとめた。

借金の問題の継続期間と本人・家族への影響に関する設問がそれぞれ関連するので、

隣接するようにまとめた。

生命保険の受け取りについての設問は、遺族を責めているように聞こえてしまうという懸念があるため、削除した。

(10) 「生活の質」

宗教的活動への参加に関する質問は「3人以上での知人や友人とのお付き合いや活動」への参加の質問と重複すると判断して削除した。宗教については、活動への参加の有無にかかわらず本人の主観的な問題と判断し、新たに、信仰の有無および信仰が生きる支えとなったかどうかについて質問することとした。

(11) 「身体的健康」

「身体症状」については、重症もしくは慢性の疾患がより重要であると判断した。よって、質問3「身体的症状について」と質問4「重症の身体疾患」の順番を入れ替え、新調査票質問4では重症身体疾患以外の身体症状をとらえるように「その他の身体的症状について」と項目を変更した。

18年度パイロットスタディ調査票では、重症身体疾患のどれにいつ罹患して、いつまで続いていたのかが不明確であった。そこで、新調査票質問3においては、最も重い病名3種類の罹病期間をすべて記載してもらう表を新設した。

睡眠問題は自殺の危険因子として重要と考えられるが、どのような問題があったのか具体的に知ることができなかった。そこで、睡眠問題について、問題の質を多肢選択で選べるように改編し、また、睡眠問題が始まった時期を記載する欄を新設した。

(12) 「心の健康問題」

18年度パイロットスタディでは、飲酒量は多くはないものの、コーピングスタイルとしての飲酒行動の変化が問題と思われる事例が見られた。そこで、新調査票A「飲

酒に関する問題」の質問1にアルコール摂取量の変化について訊く質問を追加した。

依存症については、家族力動に関する情報を把握することが必要と考えられた。一方、精神疾患の家族歴については診断が明らかであった情報のみ収集する程度でよいと判断された。そこで、新調査票A「飲酒に関する問題」とB「物質乱用および依存」の最後の質問（家族歴）の欄に、それが誰だったについての質問を追加した。一方、C「大うつ病エピソード」からF「不安障害」までの、最後の家族歴の質問項目を削除し、G「その他の心の健康問題」の中にまとめて家族歴を聞く質問項目を設定した。

H「心の健康問題に対する援助希求」の質問1(b)と5(a)の時期を、死亡の1年以上前である場合を考慮し、「何ヶ月前」から「どの位前」に変更した。

質問8の教示文をわかりやすくするため、「ご本人の調子がひどく悪かったり、死にたいなどと言っていて周囲が心配していたのに」から、「ご本人や家族が希望していたにもかかわらず」に変更した。

iii) その他

・自殺予防総合対策センター自殺実態分析室に設置された調査センターに対象者（故人）および回答者（遺族）を特定し得る個人情報が入って届かないようにする必要があった。そこで、面接票とは別に、遺族の語りの記録用紙を設け、面接終了後に個人情報を除いた清書版を作成して調査センターに送付してもらうようにした。

・18年度パイロットスタディの調査員から、質問文に「お亡くなりになる前」という言葉が繰り返されるために、遺族に不快感を与えるとの指摘があった。これをできるだけ避けるため、「お亡くなりになる前の」を

「最期の」と言い換えることとした。

・18年度パイロットスタディの調査員から、調査票に記載されている質問文（調査員が読み上げる文）と調査員への指示文の区別がつきにくいという指摘があった。字体を区別することでこれに対応し、質問文を明朝体、調査員への指示をゴシック体に統一した。

4) 「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票の構成・内容

以上の改訂を経た最終版の面接票は、表2に示す章から構成された。

表2 平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の面接票の構成

I	調査の導入部分
II	ご本人とご家族に関する情報
III	自由な話し合いでの質問事項
IV	生活出来事
V	特定の生活歴
VI	死亡の状況
VII	仕事の状況
VIII	経済的問題
IX	生活の質
X	身体的健康
XI	心の健康問題
XII	調査員による本人に対する精神障害の診断およびその把握度
XIII	回答者が考える原因・きっかけ
XIV	ご遺族のサポートニーズ
XV	調査終了
XVI	調査員が面接終了後に記入する項目

平成18年度パイロットスタディの調査票から変更のない箇所も含め、改めて各章の概要を説明する。

「I 調査の導入部分」では、調査員の自己紹介の後、回答者に調査の目的、実施主体、概要などの説明、秘密保持の誓約をし、回答者から調査協力の同意が得られ

ば同意書を記入してもらう。

「II ご本人とご家族に関する情報」では、本人および回答者の基本情報、本人の死亡時の家族構成を尋ねる。

「III 自由な話し合いでの質問事項」から「V 特定の生活歴」は、回答者に自由に話してもらうセクションである。これらのセクションの目的は、回答者である遺族が自ら、本人のライフヒストリーを言語化し、またライフチャートの作成によって可視化することによって振り返り、家族の自殺という出来事に改めて向き合い、気持ちの整理をしていただくことである。また話のなかから、遺族自身の支援ニーズをくみとることも意図している。さらに、調査員にとっても、本人の生前に関する大まかなイメージを得ることで、後に続く半構造化面接を円滑に行えるようにすることも副次的目的とする。

「III 自由な話し合いでの質問事項」では、本人の生前の様子、自殺に至る経緯などについて自由に聞き取る（質問事項の大まかな目安は設けた）。ここで聞き取った内容は、面接中は面接票とは別紙にメモし、面接終了後、面接票にまとめを記入する。

「IV 生活出来事」では、まず、学業上の出来事、結婚・交際、職場の出来事など9つの領域、66の出来事を回答者に示し、そのうち本人が経験した出来事を挙げてもらう。挙げられたそれぞれの出来事について、時期、内容、それにまつわる具体的エピソードを訊き、面接票の表に記入する。さらにそれらの出来事を、回答者に確認しながら、ライフチャート図に記載する。

「V 特定の生活歴」では、小・中学校時代の出来事、婚姻・離婚歴について確認のための情報収集を行い、回答者の語りをいったんまとめる。

「VI 死亡の状況」から「XI 心の健康問題」まで、あらかじめ質問を定めた半構造化面接となる。

「VI 死亡の状況」では、本人の自殺の状況や自殺直前の状況について基本的な情報を得る。まず自殺の場所と手段、自殺発生後の時間的経過を尋ねる。続いて、自殺のサインがあったかどうか、群発自殺の可能性があるか、生前の自傷行為、失踪、事故の経験、身近にいた者の自殺・自殺未遂について尋ねる。

「VII 仕事の状況」では、まず死亡時の本人の職業について尋ねる。死亡時に職に就いていた場合はその業種・職種や勤務形態を尋ね、転職や兼業の経験があれば、職歴を尋ねる。死亡時には職に就いていなくても生前に就職経験がある場合は、最後の仕事について業種・職種や勤務形態を尋ね、転職や兼業の経験があれば、職歴を尋ねる。また就業経験のある場合全員に、休職の有無・期間、配置換え・異動で思い悩んでいたことがなかったか尋ねる。さらに死亡前1年以内に就労していた場合を対象に、最後の6ヶ月間の勤務状況を尋ねる。最後に全員を対象に、家事や介護・育児なども含めて、仕事のつらさ・たいへんさについて本人が訴えていたことを自由に話してもらう。

「VIII 経済的問題」では、まず経済問題の有無、生活保護や公的年金の受給の有無、世帯の収入など基本情報を尋ね、返済困難な借金があった場合は、借金の状況や影響、本人が援助希求や対処行動をとったかどうかを尋ねる。最後に全員に、生命保険の加入の有無、自殺との関連を尋ねる。

「IX 生活の質」では、まず死亡前1か月の本人と回答者の接触頻度を尋ね、続いて身体の調子、精神状態、経済状態、仕事の状況、家族との関係、他の人との関係のそれぞれを5段階で回答してもらう。また、ADL、

社会的活動への参加、信仰の有無を尋ねる。

「X 身体的健康」では、まず、かかりつけ医の有無および死亡前1年間の医療機関受診の有無、身体疾患による入院の有無を尋ねる。また重症あるいは慢性の身体疾患の罹患、病気により失望の有無について尋ねる。さらに、同期間における1週間以上続く身体的症状について尋ねる。最後に、死亡前1か月間の睡眠時間、睡眠に関する問題の有無について尋ねる。

「XI 心の健康問題」では、表3に示した精神障害のDSM-V診断を行うのに必要な症状の有無を聞きとり、診断基準にしたがってそれぞれの精神障害の有無を評価する。

表3 半構造化面接による精神障害 (DSM-IV 診断)

物質使用障害
アルコール乱用
アルコール依存
薬物乱用
薬物依存
気分障害
大うつ病エピソード
気分変調性障害
躁病・軽躁病エピソード (双極性障害) 精神病性障害
短期精神病性障害
統合失調症
その他の精神病性障害
不安障害
パニック障害
強迫性障害
外傷後ストレス障害
全般性不安障害
その他の精神障害

「XⅡ 調査員による本人に対する精神障害の診断」では、「XⅠ 心の健康問題」とは独立して、精神科医が表4に示す各項目について診断を行う。

表4 精神科医の診断による精神障害 (DSM-Ⅳ診断)

X-4 注意欠陥／多動性障害
X-5 行為障害
A 精神遅滞
B 認知症
C-1 アルコール乱用
C-2 アルコール依存
D-1 物質乱用
D-2 物質依存
E-1 大うつ病性障害 (単一または反復エピソード)
E-2 気分変調性障害
F-1(b) 双極Ⅱ型 (単一躁病エピソード)
F-1(b) 双極Ⅰ型 (その他)
F-2 双極Ⅱ型障害
G-1 短期精神病性障害
G-2 統合失調症
G-3 その他の精神性障害
H-1 パニック障害
H-2 強迫性障害
H-3 (a)外傷後ストレス障害
H-3 (b)急性ストレス障害
H-4 全般性不安障害
I-1 神経性無食欲症
I-2 神経性大食症
I-3 転換性障害
I-4 心気症
I-5 病的賭博
I-6 人格障害
I-7 適応障害
I-8 その他の種類の精神障害

「XⅢ 補足的質問事項」では、本人の自殺のきっかけや原因についての回答者自身の意見や見方について、言い残したことを含めて改めて話していただく。

遺書があった場合には、その内容についてこのセクションで尋ねる。

また、今後の調査において、複数の人から調査が可能かどうか、回答者の抵抗感について質問する (今回の調査では、実際には他の人に調査は実施しないことを十分に説明し、参考までに回答してもらう)。

「XⅣ ご遺族のサポートニーズ」、および「XⅤ 調査終了」では、調査の感想を聞き、ご遺族のサポートニーズを聞き取りながら面接を終了する。

「XⅥ 調査員が面接終了後に記入する項目」は、調査員による調査の評価を記入してもらい、本調査全体の評価に使用するとともに、遺族に関わる人々を支援するための方策を検討する資料とする。

D. 考察

平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の実施に向けて平成18年度パイロットスタディの調査票を評価した結果、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の研究目的の達成、すなわち、今日の自殺事例の臨床類型、自殺の関連要因を明らかにし、自殺予防のための介入ポイントや支援のあり方を明らかにする上で必要な質問事項が網羅されていることが確認できた。よって、基本的には平成18年度パイロットスタディの調査票を踏襲することとした。

そのうえで、平成18年度パイロットスタディから平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」への研究計画の変更点、とりわけ、面接を「調査のための調査」に終わらせることなく、遺族支援と連動して

調査を行うという視点を考慮し、改訂すべき点を検討した。その結果、面接票全体を通しての改訂の要点として、以下の4つの点を評価することができる。

1) 個人情報保護の厳格化

平成18年度パイロットスタディでも個人情報の保護が徹底されていたことは当然であるが、面接票に本人・遺族の識別のための情報を収集する項目があり、その情報は分担研究者および分析にあたる研究協力者の守秘義務によって保護されていた。

平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」では、個人情報保護をより強化する観点から、「半構造化面接票の記録は、連結可能匿名化された状態（都道府県名およびコード番号を記載）で各自治体の精神保健福祉センターから国立精神・神経センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター自殺実態分析室に送付される」ことが研究計画書に明記された。これに伴い、平成19年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」面接票からは対象者（故人）および回答者（遺族）の特定につながり得る項目はすべて削除された。その結果、分担研究者および分析にあたる研究協力者が、面接調査後に送付された面接票の対象者を特定し得ない仕組みとなった。

これにより、個人情報の保護が強化されたと評価できる。

2) 遺族の心情に配慮した設問とワーディング

平成18年度パイロットスタディに参加した調査員から、自殺の手段の詳細に関する設問によって遺族が自殺当時の状況を想起したり、生命保険の受取人に関する設問などによって遺族が自責の念を強めたりす

る場合があるとの指摘があったため、これらの設問を削除した。また「自殺」「死亡」「亡くなる」などの言葉の頻出も遺族にとってつらい場合があるとの指摘があったため、これらの表記について、質問の意図を損なわない範囲内で可能な限り言い換えを行った（「お亡くなりになる前の」⇒「最期の」など）。

こうした配慮により、回答する遺族の心理的負担が僅かながらも軽減されるものと考えられる。

3) 面接の流れに沿う章立て・質問順の再構成

家族構成や生活出来事、生活歴に関する質問は、自殺の状況や原因を直接想起させることが少なく、むしろ遺族が改めて故人の生前を振り返る契機になり得る。そうした観点から、これらの質問をする章は面接の中・終盤に配置されるより、半構造化面接に入る前の調査の前半に配置されたほうが、面接への適切な導入ができ、流れに沿ってスムーズに面接を進めることができると考えられる。

生活出来事については、死亡前1年間という限定を外し、生涯にわたっての生活出来事について遺族の回答を得て、その場で遺族に確認しながらライフチャート図の作成を行うことにした。このことも遺族が故人の生前を振り返り整理する一助となり、半構造化された質問につながりやすくなったと考えられる。

他方、半構造化された設問をする章でも、関連する質問ができるだけ連続して行われるように質問順を工夫した。

以上の結果、調査に対する遺族の抵抗感や話づらさを幾分なりとも緩和することができ、また回答者にも調査員にも面接の

全体の流れがより把握しやすくなったと考えられる。

4) 遺族の語りの重点化

生活出来事の章を自由な話し合いと隣接させたこと、遺族に確認しながらライフチャート図の作成を行うことなどにより、平成 18 年度パイロットスタディに比べ、全体として、遺族に自由に語ってもらう比重が増加した。

遺族が故人の生涯を改めて振り返り、それを自らの言葉で紡ぎなおすことは、単なる調査への回答にとどまらず、遺族自身にとっても意義の深い経験になり得ると考えられる。よって、遺族の自由な語りの比重が増加したことは評価してよいと考える。

E. 結論

本研究班では、本報告で示した通り、平成 18 年度パイロットスタディの面接票の踏襲を確認したうえで、平成 19 年度「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」への面接票の改訂とその評価を行った。

その結果、第 2 回調査員トレーニング(平成 19 年 12 月実施)で用いた面接票を確定版とし、調査を開始することとなった。

確定した面接票は、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の研究目的を達成する上で必要な質問事項が網羅されており、かつ、個人情報保護、回答者である遺族の心情や遺族支援との連動に十分配慮したものとなった。

F. 健康危険情報：なし

G. 研究発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況：なし

I. 参考・引用文献

- 1) 川上憲人、高橋祥友、井上快ら：自殺の心理学的剖検症例・対照研究のレビューとわが国における面接票の開発. 平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究. 総括・分担研究報告書Ⅱ、1-9、国立精神・神経センター精神保健研究所、東京、2006
- 2) 川上憲人、竹島正、高橋祥友ら：心理学的剖検のパイロットスタディに関する研究、症例・対照研究による自殺関連要因の分析. 平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究. 総括・分担研究報告書、7-26、国立精神・神経センター精神保健研究所、東京、2007
- 3) 竹島正、川上憲人、高橋祥友ら：心理学的剖検のフィージビリティスタディの実施と評価に関する研究、平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究. 総括・分担研究報告書Ⅱ、11-20、国立精神・神経センター精神保健研究所、東京、2006

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」
分担研究

心理学的剖検の実施および体制に関する研究

分担研究報告書（3）

調査員トレーニングのあり方に関する研究

分担研究者：竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）

研究協力者：勝又陽太郎（国立精神・神経センター精神保健研究所）

松本 俊彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）

木谷 雅彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）

廣川 聖子（神奈川県立保健福祉大学）

川上 憲人（東京大学大学院医学系研究科）

高橋 祥友（防衛医科大学校防衛医学研究センター）

平山 正実（聖学院大学大学院）

渡邊 直樹（青森県立精神保健福祉センター）

研究要旨：

【目的】心理学的剖検の実施にあたっては、調査対象となる自殺者遺族等へのケアが前提となる。さらに、全国で調査を実施するためには、多くの調査員を確保するとともに、調査の信頼性を担保するため調査員トレーニングが必要となる。本研究は「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施する上での、調査員トレーニングの手続き全体を明らかにするとともに、その内容を評価することを目的とした。

【方法】平成18年度パイロットスタディまでの研究報告書等をもとに、調査員トレーニング、および調査実施後の問題点をまとめた。また、平成19年度のトレーニング内容の決定プロセスおよび構成について明らかにするとともに、トレーニングへの参加状況等について報告し、考察を行った。

【結果および考察】平成17年度、18年度の調査員トレーニングの課題として、模擬面接時間の確保、模擬面接の遺族役の選定、さらに調査員への支援体制の充実が挙げられた。19年度調査員トレーニングはこれらの課題に対応し、遺族ケアの知識・技術の習得、および調査の信頼性確保のための面接技術の習得といった要請に十分応える内容であったと評価できる。また、19年度研究では、トレーニング補助資料としてDVDを作成するとともに、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」調査員トレーニングのあり方について、第一段階の完成型を明らかにすることができた。調査員トレーニング実施の結果、全国61都道府県・政令市から延べ150名の参加があり、その内46地域に主調査員の資格を有する者が配置され、調査センターと連携をとりながら、調査に伴う遺族ケア体制の構築および調査を行っていく体制が整った。これらの成果をもとに、平成20年度には第3回目の調査員トレーニングを予定している。

【結論】本研究の結果、全国で心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施していくための調査員トレーニングの方法を整えることができた。

A. 研究目的

わが国の自殺者数は平成10年以降年間3万人前後の水準で推移しており、自殺対策は喫緊の課題となっている。効果的な自殺対策を推進するためには自殺の実態解明が不可欠であり、平成19年6月に閣議決定された自殺総合対策大綱においては、心理学的剖検等の手法を用いた実態分析の必要性が示されている。

本研究班は、平成17年度心理学的剖検のフィージビリティスタディ、および平成18年度心理学的剖検のパイロットスタディの成果を引き継ぐ形で、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」という新たな調査名称を掲げ、心理学的剖検を用いた自殺の実態分析の全国実施に向けて準備を整えてきた。

心理学的剖検の実施にあたっては、調査対象となる自殺者遺族等へのケアが前提となる。さらに、全国で調査を実施するためには、多くの調査員を確保するとともに、調査の信頼性を担保するための調査員トレーニングが必要となる。

本研究は、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施する前提となる、調査員トレーニングのあり方を明らかにするとともに、その内容を評価することを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、以下の3段階で調査員トレーニングのあり方について評価および考察を行った。

1) 18年度研究までのトレーニング

平成18年度パイロットスタディまでの研究報告書等をもとに、調査員トレーニング、および調査実施後の問題

点について要点をまとめ、内容の評価を行った。

2) 19年度トレーニング内容・構成

平成19年度のトレーニング内容の決定プロセスおよび構成について明らかにした。さらに、トレーニングへの参加状況等について報告した。

3) 19年度トレーニング実施後の評価

平成19年度調査員トレーニングへの参加状況およびトレーニング実施時の問題点について考察を行った。

C. 研究結果

1) 18年度研究までのトレーニング

平成17年度自殺の心理学的剖検に関するフィージビリティスタディにおいて、川上ら(2006)が自殺の心理学的剖検面接票を開発すると同時に、自殺の心理学的剖検面接のトレーニング法を開発した(表1)。トレーニング実施の結果、模擬面接時間の時間設定が課題とされたが、調査実施後の専門家会議では、内容不足との評価はなかった。そして平成18年度以降のトレーニングにおいては、面接調査を2名体制で行うこととともに、地域保健活動等において十分な経験を有する者を対象とすることを前提としたトレーニング法を開発するよう若干の調整が必要であると提言された。また、トレーニングにおいて実際の遺族を対象とした模擬面接を実施することも、平成18年度以降の検討課題とされた。

平成18年度自殺の心理学的剖検に関するパイロットスタディにおいては、平成17年度のトレーニングカリキュラムを踏襲するとともに(表2)、模擬面接において、自殺で家族を失った人の支援を行っている2団体から、面接対象となる遺族

役としてスタッフ5名の協力を得た。

調査員トレーニングの場において修正意見が出たものに関しては、研究班で吟味し、本調査に向けた面接票の修正に反映させた。

平成17年度、平成18年度ともに、調査後の調査員からの意見聴取では、調査の進行において、トレーニングの不足によると考えられる問題は生じていなかった。ただし、調査員自身のバーンアウト等について、バックアップ体制を整えるよう要望があった。

表1 平成17年度フィージビリティスタディ調査員トレーニング日程(川上ら, 2006)

平成18年
第1日目: 2月6日(月)
午前: 研究事務局挨拶(目的と概要)
自殺発生後の遺族の心理的ケア①(高橋祥友先生)
午後: 自殺発生後の遺族の心理的ケア②(同上)
質疑
第2日目: 2月7日(火)
午前: 自殺の心理学的剖検による症例・対照研究の概要
研究デザインの説明と討議
午後: 面接の手順と面接調査票の解説
質疑
第3日目: 2月8日(水)
午前: 模擬面接練習(模擬ケースを使用した練習)
午後: 総合面接実習(1対1でペアになった練習)

表2 平成18年度パイロットスタディ調査員トレーニング日程(川上ら, 2007)

平成18年
第1日目: 9月13日(水)
午前: 研究事務局挨拶(目的と概要)
自殺発生後の遺族の心理的ケア①
午後: 自殺発生後の遺族の心理的ケア②
質疑
第2日目: 9月14日(木)
午前: 自殺の心理学的剖検による症例・対照研究の概要
研究デザインの説明と討議
午後: 面接の手順と面接調査票の解説
質疑
第3日目: 9月15日(金)
模擬面接練習

2) 19年度トレーニング内容・構成

平成18年10月1日に国立精神・神経センター精神保健研究所に自殺予防総合対策センターが設置され、平成19年4月1日より、自殺予防総合対策センター自殺実態分析室が平成18年度までの研究成果を引き継ぐ形で本調査の推進を担うこととなった。平成19年12月1日には、これまで本研究に携わった専門家を交え、自殺実態分析室に「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の調査センター(以下、調査センターと略す)を開設し、調査における意志決定プロセスおよび調査地域との連絡等を系統的に行えるよう調査体制の整備を図った。平成19年度調査員トレーニングの実施についても、昨年度までの研究成果を引き継ぎつつ、調査センターを中心に準備を行った。

表3に平成19年度「自殺予防と遺族支

援のための基礎調査」調査員トレーニングの日程を示した。トレーニングは財団法人がん研究振興財団国際研究交流会館において平成19年10月15日(月)～17日(水)と平成19年12月17日(月)～19日(水)の2度にわたって同日程で実施され、どちらか一方の日程で3日間のトレーニングを修了した者が主調査員の資格を得ることができることとした。なお、それぞれ第1日目は調査説明会を含んでおり、調査協力検討中の都道府県・政令市職員の参加を認めた。

表3 「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」調査員トレーニング日程

調査員トレーニングのスケジュール	
第1日目	
(午前)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究事務局挨拶 ・自殺予防総合対策センターの業務 ・本調査の目的、概要・研究計画
(午後)	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺発生後の遺族の心理的ケア ・調査の準備から面接票の送付まで
第2日目	
(午前)	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロットスタディの結果に関する報告 ・調査面接の実施と遺族支援
(午後)	<ul style="list-style-type: none"> ・面接の手順と面接調査票の解説
第3日目	
(終日)	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬面接練習

トレーニング内容については、昨年度までと同様のトレーニング内容(遺族の心理的ケア、研究計画の説明、面接票の

解説、模擬面接)に加えて、これまでの研究成果と調査の実施体験についての講義を行った。トレーニング3日目については、昨年度は模擬面接の遺族役を遺族ケア団体のスタッフに協力を依頼したが、本年度は自殺対策に関心の深い研究者・精神保健福祉業務の従事者を遺族役にして模擬面接を行った。第2回トレーニングでは、トレーニング参加人数が第1回目より3倍程度多かったため、模擬面接のグループ数を増やす必要があった。そこで、複数の遺族役の回答内容が演者によって変化しないように一定の統制を加えるとともに、模擬面接で生じる疑問点を各グループで共有化し易くするため、研究班にてすべての面接票のセクションを通過する典型事例を作成し、遺族役のシナリオを統一化した。

トレーニング終了後、各調査地域においてビデオ学習が可能なように、トレーニング1日目、2日目の各講義をDVDに記録するとともに、研究班で模擬面接のDVDを作成し、それぞれを全調査地域に配布した。講義DVDには調査の目的・概要・研究計画、遺族ケア、パイロットスタディの結果報告、および調査面接の実体験についての各講義が収められている。また、模擬面接DVDでは回答者への調査説明、同意書の取得、面接票の各セクションについて、模擬面接を利用し実際の聞き取り場面の様子を撮影するとともに、各セクションにおける面接実施の注意点をテロップに表示し、ナレーションで解説を付け加えた。なお、10月のトレーニング時から12月のトレーニング時にかけて、面接票の内容が一部修正されているが、10月のトレーニング受講者には修正対応表を送付し、修正の反映された模擬

面接 DVD において変更内容を学習してもらった。

調査員トレーニングへの参加協力依頼は、2 回分のトレーニングをまとめて、平成 19 年 9 月 28 日に全国 64 の都道府県・政令市自殺対策主管課宛てに、電子メールにて行った。協力依頼には、トレーニングに参加する者の氏名・所属・年齢・職種・参加予定日等を記入する参加登録用紙を添付し、調査員候補者の情報を確認した。第 1 回トレーニングまでに、本調査に参加しないという意志を示したのは 7 県市であり、10 府県市からは回答が得られなかった。また、1 回目のトレーニング実施段階において、2 回のトレーニングを通して 1 日目のみの参加と回答していたのは 4 都県市であった。

第 1 回トレーニング実施時点において、調査員資格取得予定者のいなかった 21 都府県市に対して、平成 19 年 11 月 9 日に電子メールにて第 2 回トレーニングへの参加について再依頼を行った。

2 回のトレーニング合計の参加者は延べ 150 名であった。その内、3 日間のトレーニングを修了した調査員資格を有している者は 102 名であり、調査員資格を有する者が存在する都道府県・政令市の合計は 46 であった。一方で、第 2 回目終了時点の段階で、1 日目のみの参加は 15 都府県市であり、1 日も参加がなかったのは 3 県市であった。

調査員トレーニングに参加した者の職種の内訳は表 4 に示した。国家資格を有する者の内訳は、医師が 47 名、保健師は 49 名、精神保健福祉士は 22 名であった。また、地方公共団体の正規職員であり、臨床心理技術者など、精神保健福祉相談に従事している者は 32 名であった。

表 4 トレーニング受講者職種内訳

職種内訳	医師	保健師	精神保健福祉士	その他
第1回	7	12	7	8
第2回	40	37	15	24
合計	47	49	22	32

D. 考察

1) トレーニング内容の評価

心理学的剖検を用いた自殺の実態調査をわが国で全国的に展開するためには、調査にあたる調査員が遺族ケアの知識と技術を身につけるとともに、信頼性の高い面接技術を習得することが必要となる。本研究における調査員トレーニングは、3 年間のトレーニングおよび調査の実施経過から、その必要性に十分応える内容であると評価できる。また、トレーニングへの参加状況から、3 日間というトレーニング日程は、地方公共団体の職員が参加可能である妥当な設定であると考えられた。

平成 19 年度調査員トレーニングでは、昨年度までのトレーニング内容に加えて、パイロットスタディの成果、および実体験を踏まえた調査の説明と遺族ケアのあり方についての説明を実施したことによって、調査についての理解をさらに深めることができたと考えられる。

模擬面接実習では、回答者となる遺族役として自殺対策に関心の深い研究者・精神保健福祉業務の従事者を配置したことで、適度な緊張感を保ちながらも、発展的な相互交流を図れたものと考えられる。特に、第 2 回トレーニングにおいては、模擬面接のシナリオを全グループで統一したことによって、模擬面接中に生じた疑問点などの共有化をグループ間で容易に図ることができた。さらに、シナリオの統一化は、遺族役を行う者にとっ

ても回答の仕方で迷わずにすむため、遺族役として面接中の自身の感情体験に没頭することができ、トレーニーの質問や対応に対して、技術的にも、感情的にも効果的に応答することができたのではないかと考えられる。

本年度は、講義ビデオや模擬面接ビデオといったトレーニング補助資材を開発したことによって、トレーニング実施後の復習や補助調査員の学習が可能となった。それだけではなく、実際の調査の様子が視覚的に理解できるようになり、各地域において調査の説明を行う際の啓発資料として活用することも可能となった。

本研究では、フィージビリティスタディ、パイロットスタディといった実際の予備調査の実施とともに、調査員トレーニング時などに調査員から出された意見も積極的に取り入れつつ、面接票、マニュアル、トレーニング内容の修正を行ってきた。そうしたなか、現段階で直近となる本年度第2回目の調査員トレーニングにおいて調査員から出された質問内容を精査した結果、調査実施の根本に触れるような新規の問題は生じていなかった。したがって、今後調査が進行し、研究デザインがより精緻になっていくにつれて、細部の改訂を行う必要性が生じる可能性はあるものの、本年度研究を終えた段階では、面接票およびトレーニング内容は全国調査に耐えうるものと評価してよいと考えられた。

2) トレーニング参加状況と今後の方針

今年度2回の調査員トレーニングで、61の都道府県・政令市から延べ150名もの参加があったという事実は、本調査への関心や必要性の高まりはさることなが

ら、全国各地域において自殺対策全体が進展しつつある状況を反映しているものと考えられる。また、2回の調査員トレーニングを通じて、3日間の調査員資格を有する者が存在する地域が全国64都道府県・政令市の中46にのぼったことは、昨年度パイロットスタディの協力都道府県・政令市が11地域であったことと比較しても明らかなように、全国的に本調査を実施する基盤が整いつつあることを示している。特に、3日間の調査員トレーニング修了者の職種別内訳を見ると、保健師とほぼ同数の医師が参加しており、調査において必要な遺族ケアの体制が精神医学的側面からも担保されていることがわかる。ただし、遺族ケア体制の状況は地域ごとに多様であるため、各地域と調査センターとが綿密な連携をもちつつ、継続して調査に必要な遺族ケアの体制を構築していく必要がある。

今後の調査期間においては、調査の進行状況の把握や、調査員同士の情報交換を目的として、調査員のためのメーリングリストの開設や調査員交流会の実施を計画している。また、第3回目の調査員トレーニングを平成20年5月12日～14日の日程で開催する予定である。

E. 結論

本研究では、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」を実施する前提となっている、調査員トレーニングのあり方を明らかにするとともに、トレーニングの内容について評価を行った。

本研究における調査員トレーニングは、3年間のトレーニングおよび調査の実施経過から、遺族ケアの知識・技術の習得、および調査の信頼性確保のための面接技

術の習得といった要請に十分応える内容であると評価できる。また、3日間というトレーニング日程は、地方公共団体の職員が参加可能である妥当な設定であると考えられた。

19年度研究では、トレーニング補助資料としてDVDを開発するとともに、前年度までのトレーニング内容をさらに発展させ、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」調査員トレーニングのあり方について、第一段階の完成型を明らかにすることができた。また、調査員トレーニング実施の結果、全国46の都道府県・政令市に、主調査員の資格を有する者が配置され、調査センターと連携をとりながら、調査に伴う遺族ケア体制の構築および調査の実施を行っていく準備が整った。

平成20年度には、第3回調査員トレーニングを実施し、調査可能な地域をさらに増やしていく予定である。

F. 健康危険情報：なし

G. 研究発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況：なし

I. 参考・引用文献

1) 川上憲人，高橋祥友，井上快ほか：自殺の心理学的剖検症例・対照研究のレビューとわが国における面接票の開発．平成17年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究．総括・分担研究報告書Ⅱ,1-9，国立精神・神経センター精神保健研究所，東京，2006

2) 川上憲人，竹島正，高橋祥友ほか：心理学的剖検のパイロットスタディに関する研究，症例・対照研究による自殺関連要因の分析．平成18年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究．総括・分担研究報告書，7-26，国立精神・神経センター精神保健研究所，東京，2007

3) 竹島正，川上憲人，高橋祥友ほか：心理学的剖検のフィージビリティスタディの実施と評価に関する研究，平成17年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究．総括・分担研究報告書Ⅱ，11-20，国立精神・神経センター精神保健研究所，東京，2006

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」
分担研究

心理学的剖検の実施および体制に関する研究
分担研究報告書（4）

「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に係る準備状況に関する報告

分担研究者：竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）

研究協力者：廣川 聖子（神奈川県立保健福祉大学）

勝又陽太郎（国立精神・神経センター精神保健研究所）

木谷 雅彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）

松本 俊彦（国立精神・神経センター精神保健研究所）

研究要旨：

【目的】「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の本格実施に向け、調査への取組状況、調査センターに求められる支援内容等について把握することを目的とした。

【方法】「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の調査員トレーニング修了者のいる都道府県・政令指定市の自殺対策主管課 46 箇所を対象に、調査への取組状況、調査センターへの意見・要望、調査実施に係る問題点について質問紙調査を行った。調査の有効回答は 44（回収率 95.7%）であった。

【結果および考察】2008 年 2 月時点で調査対象が確定していると回答した自治体は 2 箇所、調査対象候補者を把握していると回答した自治体が 7 箇所、対象者未定が 35 箇所であった。各自治体は調査の実施に向けて体制整備を進めている時期であると考えられた。調査センターとしては、本調査の意義について計画的な広報活動を行うこと、各自治体への訪問支援を計画的に行うなど顔の見えるつながりの中で支援を行っていくことの必要性が示唆された。

【結論】「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」の自治体における取組状況、調査センターに求められる支援内容等について把握し、今後の調査センターの取組方針を検討した。

A. 研究目的

「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」は、平成 17 年度のフィージビリティスタディ、平成 18 年度のパイロットスタディの成果をもとに、自殺で遺された遺族へのケアを前提にしつつ、全国で実施されるものである。本研究班では、「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」に用いる面接票の準備および 2 回の調査員トレーニングを実施し、

調査実施への準備を整えてきた。

本研究は、調査員トレーニングを終え、都道府県・政令指定市（以下、自治体と略す）において調査が開始されるにあたり、各調査地域の取り組みがどの程度進んでいるのか、その進捗状況を調査することを目的とした。また、調査開始に際しての課題や調査センターに求められる支援内容について把握し、調査を円滑に実施する準備を整えることを目的とした。